

15分で理解できる改正物流二法（中小貨物事業者向け）解説

2025.4.1作成

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行 令和7年4月1日

トラック運送事業者の委託運送体制の書面による整備、管理

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 令和8年4月施行予定

荷主・物流事業者（トラック運送事業者等）間の商慣習を見直し、荷待ち、荷役時間の削減、積載効率の向上を図る

貨物自動車運送はじめ物流は社会基盤となる重要なインフラであるが、ドライバー不足や、多重委託運送による適正運賃の収受運賃阻害が想定される。

契約締結や書面の交付、通知等の仕組みを導入し、より明確で安定的な運送業界とするべく、必要な規制と措置を講じる法律が施行される。

また、荷主とトラック貨物事業者で相互協力して、物流の効率化を進めるべく、取り組むべき措置が努力義務となる。

■ 改正貨物自動車運送事業法について

【貨物自動車運送事業法】 **運送契約の締結は必要!!**（必要事項が記載されていればよいので、形式は問わない。すべての荷主が対象？）

マスタを契約書と考えてよいのでは？収入印紙が必要？＝要確認

物流業界の多重下請構造の是正に向けた取組につなげるとともに、**実運送事業者の適正運賃収受を図る。**

1. 運送契約締結時に、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料**、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面の交付**を義務付け。【法第12条、第24条第2項・第3項関係】**

- 運送契約締結時に、以下の事項について記載した書面交付を義務付け
 - ・真荷主*とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（法第12条）
 - ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（法第24条）
- 交付した書面については、その写しを一年間保存すること

*①自らの事業に関して
②貨物自動車運送事業者（メタル便等）との間で運送契約を締結してその運送を委託する者であって
③貨物自動車運送事業者以外のもの

【書面の記載事項】

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・付帯業務等が含まれる場合は、その内容・対価（メタル便の運賃には運送の役務以外の役務は想定されていない → 車上卸しは荷主、委託者、受託者ともに運送の一部と認識している）
- ③その他の特別に生ずる費用にかかわる料金（有料道路利用料等でメタル便は対象外、総合トラックは対象？）
- ④運送契約の当事者の氏名・名称・住所
- ⑤運賃・料金の支払い方法

書面交付の義務付けについて

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>

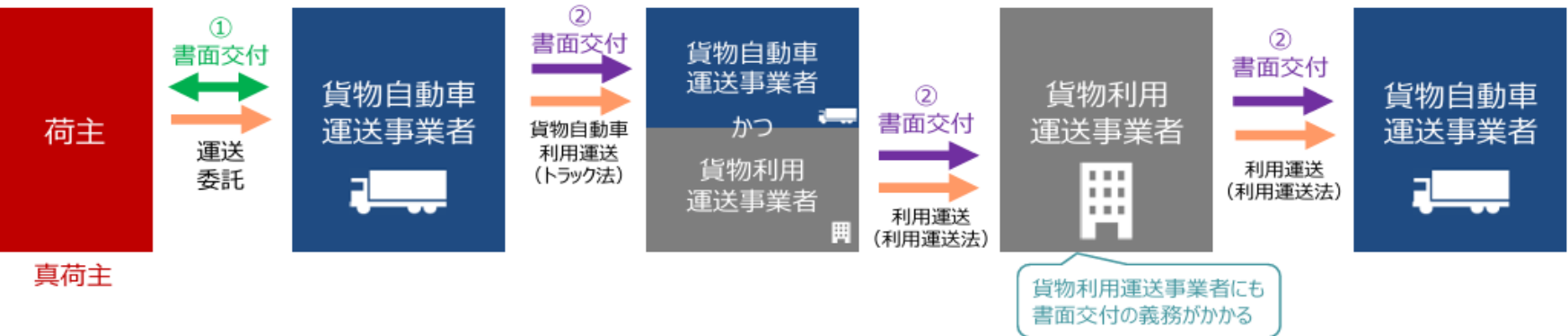


- ①：第12条の規定に基づく書面交付
(真荷主⇔トラック事業者)
- ②：第24条の規定に基づく書面交付
〔トラック事業者・利用運送事業者
⇒トラック事業者・利用運送事業者〕

<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>

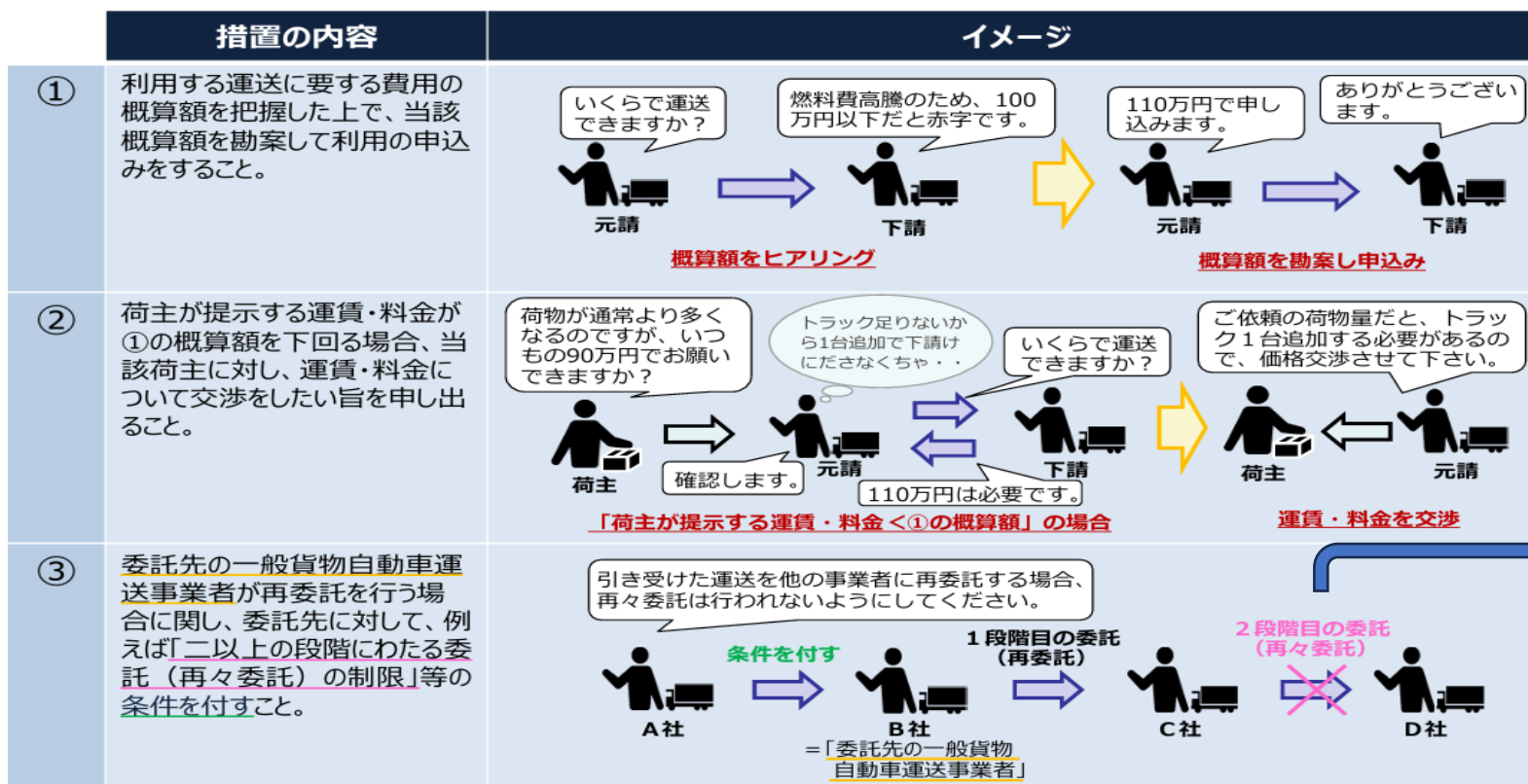


- ・ 弊社の場合はFAXやメールを活用する。
- ・ FAX、メールの場合「当事者の氏名・名称・住所」「支払方法＝翌月払等」「書面の交付年月日」を付加する必要がある。
(法定事項は必須)

2. 利用運送を行うときに**委託先への発注適正化（健全化措置）**について努力義務＊を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任を義務付け。

(運送利用管理規定や管理者は当社は運送規模的に対象外となる。輸送量年間100万トン以上が対象)

健全化措置のイメージ



再々委託の制限については「再委託先の運送に要する費用を聞き取る場を設けた上で申し込みをすることなど」を付すことなどで再々委託も可能

3. 実運送体制管理簿関係

(配車表などを活用する。請負階層欄を付加する)

○**元請事業者（メタル便等）**に対し、以下の事項について記載した**実運送管理簿**の作成義務付け

* 作成の対象となる貨物の重量は1.5トン以上（日々の実績は数件しかないが、どの荷主が1.5トン以上の貨物を送るか見極める必要があるのでは＝リスト化？若しくは上位取引先をターゲットとし、他の事業者が新たに1.5トンを超えた場合には都度作成）

* 元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、**元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかになっている場合、運送ごとの作成は不要** → **委託先からの再委託体系図を作ればよいのでは？**
但し、荷主から運送を引き受ける時点で実運送事業者や請負階層が特定できない場合は、運送ごとに作成する。

○1年間保存

○**各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知を義務付け**



- ・貨物の内容、区間、請負階層の記載
- ・実運送事業者から通知をもらうか、定型化でよいか？

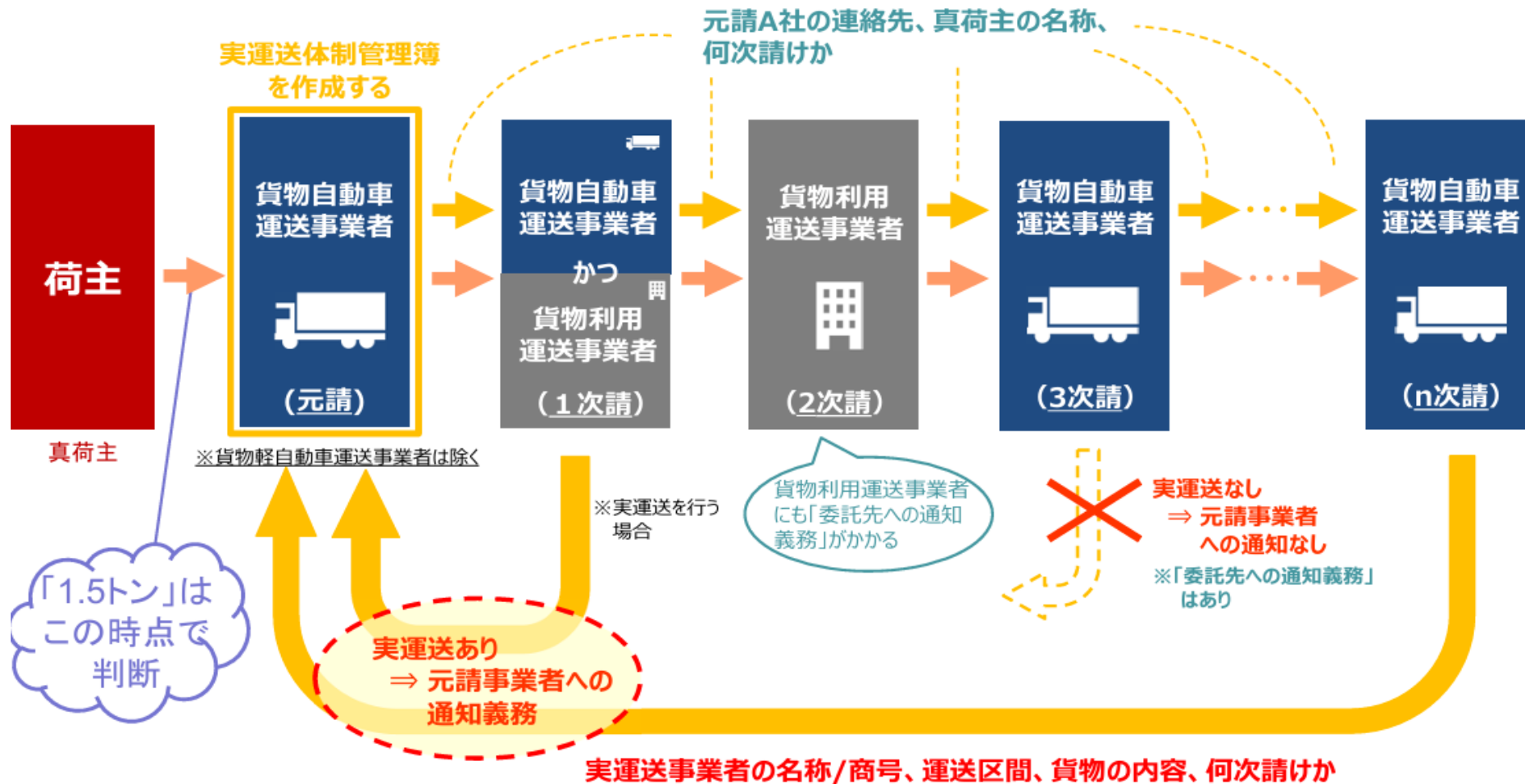
【実運送体制管理簿の記載事項】

- ①実運送事業者の**商号又は名称**
- ②実運送事業者が実運送を行う**貨物の内容及び区間**
(真荷主や元請事業者が共にわかる場合、区間を都府県などでくくることも可能。貨物の内容も鋼材、木材などと記載してもよい。)

真荷主は貨物の運送を委託した元請事業者に対し、実運送管理簿の閲覧・謄写の請求が可能

実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知フロー

併せて、「実運送体制管理簿の作成対象である」旨を確実に委託先へ伝える



実運送体制管理簿のイメージ

・既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

事例：トラック事業者X運輸

- ・荷主3社(食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社)
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、前ページの下請構造により運送した場合

赤枠：必須の記載事項

実運送体制管理簿(機械メーカ一丙社)

※元請事業者自身が管理簿に記載されるのは
「一部を自身が実運送し、残りを利用運送した場合」のみ

実運送体制管理簿(製紙メーカー乙社)

※元請事業者は実運送をしていない(すべて利用運送した)
ため、元請事業者自身は管理簿には記載されない

実運送体制管理簿(食料品メーカ一甲社)

積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～〇〇工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	〇〇	
2/1(木)	〇〇工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	〇〇	
2/1(木)	Z営業所～小売店ア	冷凍食品	C運輸	2次請け	33-33	〇〇	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	〇〇	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	〇〇	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	〇〇	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

※「調味料」は元請事業者がすべて自身で実運送した(利用運送を行っていない)ため、管理簿への記録は不要

- 真荷主から受けた運送依頼貨物を自社で運送した場合、実運送体制管理簿の作成は不要です。
- 元請事業者（メタル便等）から運送委託された貨物自動車運送事業者は実運送委託管理簿の作成は不要となります。

必要事項を委託先又は元請事業者へ通知する義務があります。

- 下請け階層の中にいるマッチング事業者が第1種貨物利用運送事業者である場合、当該マッチングサービス事業者は運送契約の主体となるため請負階層にカウントされます。他方、マッチングサービス事業者が第1種貨物利用運送事業者でない場合はカウントされません。
- 実運送体制管理簿の作成・保存義務に違反した場合、貨物自動車運送事業法第33条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。

■新物効法のポイント（施行予定：令和8年4月1日）

1. 目的

荷主・物流事業者間の**商慣習**を見直し、荷待ち・荷役時間の削減や積載効率の向上等を図る。

2. すべての事業者への規制措置

○①**荷主**（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、海運、倉庫事業者など）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

3. 一定規模以上の事業者

○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（**特定事業者**）に対し、**中長期計画の作成や定期報告を義務付け**、努力義務にかかわる措置の実施状況が不十分な場合、国が**韓国・指導**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者（CLO）の選任**を義務付け。

【荷主の努力義務】

荷主の努力義務（積載効率の向上等、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮）の達成に向けて、その具体的な内容について、「判断基準」（省令）で定めています。

また、判断基準省令の全文とその内容の解説については、「荷主の判断基準省令全文」、「荷主判断基準の解説書」、「荷主判断基準の解説書事例集」、「物流パターンごとの荷主の考え方」をご覧ください。

努力義務	取組内容(抜粋)
積載効率の向上等	・リードタイムの確保 ・繁閑差の平準化、納品日数の集約 ・発送量等の適正化等に向けた物流・販売・調達等 ・第一種荷主への協力の関連部門の連携
荷待ち時間の短縮	・トラック予約受付システムの導入 ・混雑時間を回避した日時指定
荷役等時間の短縮	・パレット等の輸送用器具導入による荷役等の効率化 ・パレット標準化 ・出荷荷姿を想定した生産 ・フォークリフト、作業員の配置 ・事前出荷情報の活用、タグ導入等による検品の効率化 ・適正な荷役作業が行える環境確保

実効性の確保のための事項

- ・責任者の選任、社内教育体制
- ・積載効率・荷待ち・荷役等時間の状況や取組
- ・メニュープライシングの実施
- ・運送者への配慮
- ・物流データの標準化の取組
- ・関係事業者間での連携推進

○特定事業者の指定基準

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上
(上位3,200社程度)

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上
(上位70社程度)

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上
(上位790社程度)

特定連鎖化事業者とはフランチャイズ事業者

4. 荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両の拡大

○業務記録における **荷待時間・荷役作業等** の記録義務の対象となる車両が、現行の「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両」から、全ての車両に拡大されます。



今のドライブレコーダーでどこまでカバーできるか確認する。

* 令和7年度から荷主から待ち時間などの確認が入ることも想定されるので、何らかの対応をとる必要がある。

